

## 退院調整に用いる基準

### 基準1 入院時にケアマネージャーがいる場合

➡ 下記の判断ができれば、担当ケアマネージャーに退院調整の開始を連絡してください。

#### 「在宅退院ができそう」と判断する基準（看護師等による判断）

- 1, 病状がある程度安定した状態で退院できそうである
- 2, 在宅での介護が可能そうである

※判断する前に医師から退院指示が出た場合は、すみやかにケアマネージャーに連絡してください。

### 基準2 入院時にケアマネージャーがいない場合

（介護保険未申請、または申請済みでもケアマネージャーが決まっていない患者）

➡ 下記のいずれかにあてはまれば、患者・家族に、居住地の地域包括支援センターに相談をするよう勧めてください。

#### 退院調整が必要な患者の基準

- 1, 立ち上がりや歩行に介助が必要
- 2, 食事に介助が必要
- 3, 排泄に介助が必要、あるいはポータブルトイレを使用中
- 4, 日常生活に支障をきたすような症状を伴う認知症がある
- 5, 在宅では独居に近い状況で、調理やそうじなど身の回りのことに介助が必要
- 6, ADLは自立でもがん末期である
- 7, 新たに医療処置が追加された（膀胱バルーンカテーテル留置、経管栄養、吸引など）
- 8, その他必要と認められる状態

※40歳～64歳（第2号被保険者）の場合は、下記の疾病が介護保険申請の条件となります。

- |                                    |                              |
|------------------------------------|------------------------------|
| ① がん末期                             | ⑨ 脊柱管狭窄症                     |
| ② 関節リウマチ                           | ⑩ 早老症                        |
| ③ 筋萎縮性側索硬化症                        | ⑪ 多系統萎縮症                     |
| ④ 後縦靭帯骨化症                          | ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症   |
| ⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症                      | ⑬ 脳血管疾患                      |
| ⑥ 初老期における認知症                       | ⑭ 閉塞性動脈硬化症                   |
| ⑦ 進行性核上性麻痺、<br>大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | ⑮ 慢性閉塞性肺疾患                   |
| ⑧ 脊髄小脳変性症                          | ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |